

秋の火災予防運動 11月9日～15日
家庭・地域から火災をなくそう

今年、彦根市消防本部の管内では、たばこやコンロによる火災が多く、次いで、家電製品などのたこ足配線や、差込プラグにたまったほこりから発火する火災が多く発生しています。また、放火が原因と思われる火災も多く、家の外に燃えやすいものを置いていたり、施錠をしていなかったりする建物が狙われています。放火は犯罪ですが、「放火されにくい環境」を作ることによって予防できます。

住宅防火 命を守る7つのポイント

- ①寝たばこは、絶対にしない。
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた場所で使用する。
- ③ガスコンロのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- ④逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ⑤寝具、衣類、カーテンからの火災を防ぐために防災品を使用する。
- ⑥火災を小さいうちに消火するために、住宅用消火器などを設置する。
- ⑦火災による被害から、高齢者や障害のある人を守るために、地域の協力体制を作る。

問い合わせ先 消防本部予防課 ☎22-0332、FAX22-9427

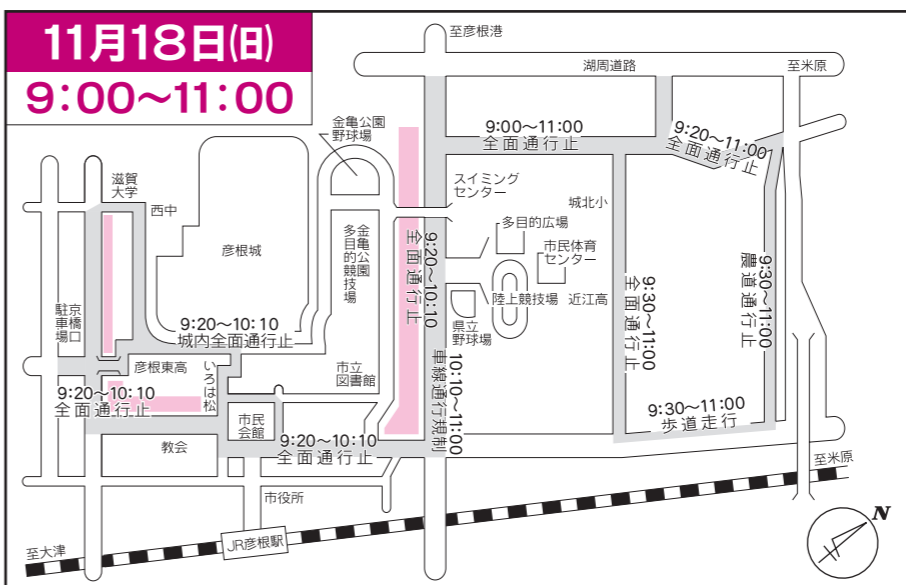
新成人のつどい

日時 平成20年1月13日(日)
10:30～11:40 (受付9:30～)
内容 成人式典・祝賀記念交歓会
場所 ひこね市文化プラザ グランドホール
対象 昭和62年4月2日～同63年4月1日生まれの人
※12月1日現在で、市内に住居登録のある新成人には、12月初旬に案内状を送付します。1月4日になっても案内状が届かないときには連絡してください。
※市外在住で、彦根市の「つどい」に参加を希望する人は、11月中旬に下記まで連絡してください。(案内状を送付します。)
※案内状をなくした人は、当日の会場受付で申し出てください。
問い合わせ先 教育委員会生涯学習課 ☎24-7971、FAX23-9190



第21回彦根シティマラソン
交通規制にご協力ください

※「国宝・彦根城築城400年祭」開催中のため、駐車場の不足が予想されます。ご来場には、できるだけ公共交通機関をご利用ください。
問い合わせ先 彦根シティマラソン実行委員会事務局 (市教育委員会保健体育課内) ☎22-88071番



11月は 児童虐待防止月間です

青少年健全育成強調月間です

「つひや？それとも「虐待」？」
虐待は、子どもの心身の成長と、人格の形成に大きな影響を与える、子どもに対する最も重大な権利侵害です。また虐待は、次の世代に引き継がれる恐れもあります。
子どもへの行為を巡って、「しつけ」「か「虐待」かが議論されること」があります。保護者はしつけのもりでもあっても、子どもが、なぜ叱られたのか分からないまま、恐怖感だけを感じている場合などは、その行為は、親の思いや意図と

は関係なく虐待です。つまり、子どもがどのように受け取っているかで判断することが大切です。
「おかしい」と感じたら すぐに連絡を！
普段の生活のなかで、虐待を受けている子どもを見かけたり、何か様子がおかしいと感じたりしたら、「ご相談」、「連絡ください」。
相談者や連絡者の秘密は守られます。また、調査をした結果、虐待の事実がなかったとしても、責任を問われることはありません。



彦根市では、彦根市青少年育成市民会議が中心となって、「地域の子どもは地域で守り育てよう」をスローガンに青少年の健全育成に取り組んでいます。
あいさつ運動、子ども見守り活動の推進
地域ぐるみで青少年の心を育む取り組みとして、13の各種団体の協力を得ながら「あいさつ運動」に取り組んでいます。また、子どもが安全に安心して生活できるように、地域のボランティアの皆さん

に見守り活動を展開していただいています。
情報モラルの啓発推進
携帯電話を通じて、出会い系サイトや誹謗中傷、暴力的な情報が氾濫するサイトにアクセスして、犯罪やトラブルに巻き込まれる青少年が増加しています。被害を防ぐために、子どもに携帯電話を持たせる際の家庭でのルールづくりや、フィッシングサービスを設定するなどの対策を、保護者に呼びかけています。

有書図書などの回収(白ポスト)
露骨な性描写や、粗暴性を助長する、青少年にとって有害な内容の雑誌・書籍、DVDなどを回収するために、市内のJR、近江鉄道の各駅に白ポストを設置しています。また、販売店やレンタル店などでの区分陳列や、青少年に販売しないことなどを呼びかけています。
問い合わせ先 市子ども青少年課 ☎23-955900番、FAX26-17680番

市 税 務 課
「家屋の取り壊し」建物の用途変更」「未登記家屋の所有者変更」をした人は「今年うちに届出が必要」です

固定資産税の課税の基準となる日(賦課期日)は、毎年1月1日です。固定資産税は、賦課期日に資産を持つている人に課税されます。固定資産税を適正に課税するため、次のいずれかに該当する場合は、年内(今年12月28日まで)に届出をしてください。
届出書は、市税務課窓口にあります。また、彦根市ホームページからダウンロードすることもできます。
①家屋を取り壊したとき

②家屋の用途を変更したとき(例 店舗から住宅への変更)
③未登記家屋の所有者を変更したとき(例 未登記家屋の売買)

警報の無視といった、自動車の無謀運転や、運転操作の誤りが原因です。
踏切の手前ではいったん止まって、前後左右の安全を確かめ、警報機が鳴り始めたら無理に横断するのはやめましょう。

市 交 通 対 策 課
踏切事故防止キャンペーン 11月1日～10日

近畿圏内では、昨年1年間に71件の踏切事故が発生し、53人が死傷しました。踏切事故は、ひとたび発生すると重大な事故になります。しかし、踏切事故のほとんどは、遮断機の突破や、

問い合わせ先 市税務課資産税係 ☎30-61388番、FAX22-30502番

問い合わせ先 市交通安全課 ☎30-61344番、FAX24-8517番

市 健 康 管 理 課
犬・猫は マナーを守って飼いましょ！

- ▼犬の散歩にはフンがつきものです。道路や公園などでフンをしたら、袋などに入れて必ず持ち帰りましょう。
- ▼犬のリードを離して飼ったり、散歩させたりすることは、とても危険です。必ずリード
- ▼犬の散歩にはフンがつきもの
- ▼犬は、むやみに吠えないようにしつけましょう。
- ▼猫を飼ったら、小さいときから決まった場所で排便するようにしつけ、室内での飼育に努めましょう。
- ▼最近、飼い犬や飼い猫の迷子の問い合わせが多くなっています。犬には鑑札と所有者明示の迷子札をつけましょう。猫には所有者明示の迷子札をつけましょう。

放置など、マナーを守れない飼い主もいます。家族の一員であるペットが、誰からも愛される社会を作るためにも、飼い主としてのマナーを守りましょう。
問い合わせ先 市子ども青少年課 ☎23-955900番、FAX26-17680番

問い合わせ先 市健康管理課 ☎24-0816番、FAX24-5870番